

第93回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 平成28年6月24日（金）

開催場所 北海道運輸局6F会議室

□議 題□

1. 審議事項

なし

2. 報告事項

(1)管内船員職業安定業務取扱状況（平成28年5月分）について

(2)離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて

(3)離職四法に基づく求職者手帳発給数及び支給実績について

3. その他

情報交換

□議事概要□

1. 事務局より、平成28年5月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があった。労働者委員より、離職四法に基づく求職手帳の申請状況について質問があり、事務局より、平成28年6月24日現在で12名に対し求職手帳が発給されたとの回答があった。労働者委員より、漁臨法における認定方法について質問があり、事務局より、漁臨法の認定要件については個人ごとの実状によって判断していること、また漁臨法認定の可能性のある船員の居場所がわからず、漁協及び事業者を通じて船員へ通知しているとの回答があった。公益委員より、求職の取下げの意味について質問があり、事務局より、求人登録や求職登録の有効期限に到達した以降に求人や求職を継続する希望が無い場合は期限切れでの取下げ扱いとなること、求人者が自力で船員を採用した場合や求職者が自力で就職先を見つけた場合に求人や求職を取下げることがある、また期限切れで取下げとなった場合にはその理由までは確認していないとの回答があった。労働者委員より、月末未済求職内訳表における求職期間区分3ヶ月以上の数字の内容について質問があり、事務局より、雇用保険、漁特や漁臨の受給者がほぼ求職期間3ヶ月以上の数字に入っている、また3ヶ月以上の区分を更に細分しても数字がまばらとなるためこれ以上は細分しないとの回答があった。使用者委員及び労働者委員より、月末未済求職者のうち求職期間3ヶ月以上の方は全員が何らかの給付金を受給しているのかとの質問があり、事務局より、求職期間3ヶ月以上の方は雇用保険法、漁臨、漁特のいずれかの対象となっていると考えてよい、また臨時就職の期間は給付金が支給されないので必ずしも求職期間3ヶ月以上の方全員が給付金を受けているわけではないとの回答があった。使用者委員より、自己都合で退職した求職者のうち傷病による自己都合という方がいるがどのような意味かとの質問があり、事務局より、当該求職者は仕事でけがをしたわけではなく特殊事情があるとの回答があった。

2. 情報交換では、事務局より、平成28年7月12日開催予定の「めざせ！海技者セミナーin さっぽろ」についての報告があった。労働者委員より、平成28年度の最低賃金の諮問の状況について質問があり、事務局より、現在は調査の集約中であり諮問の可否についてはその後の判断になるとの回答があった。

3. 次回の船員部会は平成28年7月22日（金）13時30分より開催することを確認した。
(以上)